

【県立高等学校への入学者の保護者の方】

令和4年度創設予定の  
新制度です

## 県立高等学校等1人1台端末購入支援給付金

経済的に余裕のない世帯の負担軽減を図るため、県立学校の授業等で使用するICT端末の購入に必要な費用を支援します。

### 1 対象となる方

次のいずれにも該当する方が対象です。

1. 山梨県内に在住し、県立高等学校等に入学する方
2. 令和4年3月11日以降に授業等で使用するICT端末を保護者等の負担により購入する方
3. (1)生活保護受給世帯の方、又は(2)保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方

※ 年収の目安は、4人世帯の場合270万円未満となります。

### 2 必要な手続き

- ◆ 給付を受けるには申請が必要です。
- ◆ 学校から配布される（令和4年4月上旬の予定）申請書に御記入いただき、各学校が定める期日までに提出してください。

#### 【申請に必要な書類】

##### (1)生活保護受給世帯の方

- ① 申請書
- ② 領収書等（レシート可）の原本（購入日、本体の購入金額、販売事業者名が分かるもの）
- ③ 福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書（写）

##### (2)保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方

- ① 申請書
- ② 領収書等（レシート可）の原本（購入日、本体の購入金額、販売事業者名が分かるもの）
- ③ 令和3年度の保護者全員の課税証明書（令和2年分の所得に対する課税状況）

### 3 支給金額

- ◆ 令和4年3月11日以降に端末を購入した費用が対象です。
- ◆ ただし山梨県教育委員会が紹介するECサイトで購入できる端末の価格（令和4年度は56,800円）が上限となります。（なお、本給付金の対象は端末本体のみです。）

### 4 想定スケジュール

3月	4月	5月	6月	7月
端末の購入		申請書の提出	県教育委員会での書類確認・審査	給付金支給

※申請書の提出、支給の時期はあくまでも目安で、個別の審査状況等により変動します。

Q 他の制度から端末の購入費支援を受けられる場合は、どうなりますか。

- 端末購入に、生活保護費など他制度から支援を受けられる場合は、当該生活保護費等を除いた経費に対し、給付金を支給します。

Q 山梨県公立指定の制服がある高校を対象とした制度のため、この項目は本校に受けられるか。両方から支給

- 制服、体育対象者ではない関係ありません。給付金とは別制度です。

Q 申請をすれば必ず支給を受けられますか。

- 申請受理後、県教育委員会で対象者の確認・審査を行います。申請いただいても、対象者であることを確認できない場合は、支給を受けられません。

Q ECサイト（56,800円）以外で購入した場合はどうなりますか。

- 56,800円より安価な端末を購入した場合、支給額はその購入金額となります。56,800円より高額な端末を購入した場合、支給額は56,800円となります。

Q 個人から購入した場合も対象となりますか。

- 対象となるのは、販売事業者から購入した場合のみです。

Q なぜ令和4年3月11日より前に購入した場合は、対象とならないのですか。

- 県立学校の授業で使用する端末の購入費を対象としているため、当初の県立学校の入学許可予定者発表（合格発表）予定日である3月11日より前の購入は対象外となります。

※本事業については、令和4年度当初予算で執行することを予定しております。従いまして、予算の成立が前提であることをあらかじめ御了承ください。

お問い合わせ先

山梨県 教育庁総務課 教育高度化推進担当  
TEL : 055-223-1750  
MAIL : kyouikusom@pref.yamanashi.lg.jp